

総務文教委員会記録

○開催日時

平成31年3月18日 午前9時58分～午前11時

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 徳永武次
副委員長 井上勝博
委員 瀬尾和敬
委員 杉 蘭 道 朗

委員 今塩屋 裕 一
委員 川 添 公 貴
委員 落 口 久 光
委員 坂 口 健 太

○その他の議員

議員 持 原 秀 行
議員 成 川 幸太郎

議員 松 澤 力

○説明のための出席者

総 務 部 長 田 代 健 一
税 務 課 長 道 場 益 男
収 納 課 長 山 口 隆 雄
会 計 課 長 脇 園 和 文

監 査 事 務 局 長 茶 圓 勝 久
公平委員会事務局長
議 会 事 務 局 長 田 上 正 洋
議 事 調 査 課 長 砂 岳 隆 一

○事務局職員

事 務 局 長 田 上 正 洋
議 事 調 査 課 長 砂 岳 隆 一

課 長 代 理 瀬戸口 健 一
議 事 グ ル ー プ 員 藤 井 朋 子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課
	収 納 課
	会 計 課
	監 査 事 務 局 公平委員会事務局 議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、15日に引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

本日は、審査日程のうち、まず、税務課・収納課の審査を行い、その後、残りの課所の審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）まず、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長の概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、税務課・収納課の概要について説明いたします。

まず、税務課からですが、税務課は、市民税、固定資産税等の賦課調定など課税に係る税務全般を所管しております。課税に伴う事務事業を適切にとり行い、公平・公正な課税に努めております。

平成31年度の市税におきましては、市民税個人分、現年分につきまして、総所得金額の推移並びに実績見込みを考慮し増額。市民税法人分、現年分につきましては、大規模法人の決算見込みによる影響を考慮して減額。固定資産税については、3年に一度の評価替を行った平成30年度の実績を踏まえて、土地、家屋、償却資産の現年分全体において増額。軽自動車税については、実績見込み及び税制改正に係る影響を考慮して増額。そして、使用済核燃料税につきましては、課税客体となる使用済核燃料の体数増及び税率引き上げにより増額。

以上、滞納分を含めました市税全体では、前年度当初比9,929万1,000円の増額となっております。

続きまして、収納課について説明いたします。

収納課は、市税、国民健康保険税の徴収事務を

担当しております。平成31年度も早期の納税勧奨に努め、あわせまして口座振替、コンビニ収納の更なる周知、活用を図ってまいります。また、滞納者につきましては、徹底した財産調査を実施した上で差し押さえ、換価等、適正な滞納整理に努めてまいります。

なお、本年10月からは、事業者を対象とした地方税共通納税システムの稼働が予定されておりますことから、それに対応するため基幹システムの改修等を計画しているところでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）予算調書の91ページをお願いいたします。

上の段の税務一般管理費の主な内容につきましては、行政事務嘱託員及び税務関係職員に係る人件費等でございます。

下の段の賦課徴収事務費の主な内容は、中ほどの固定資産税納税通知書作成業務委託等の委託料、地方税電子申告支援サービスに係る使用料等のほか、市税歳出還付金等でございます。

市税歳出還付金は、主に法人市民税の中間納付金の精算のため、例年、3,000万円を当初予算でお願いしておりますが、平成31年度は1億4,000万円と大きくふやしてございます。

これは、市内に立地しております某企業の法人市民税につきまして、本年3月期の決算における法人税割額がゼロとなる見込みである旨の報告を受けまして、昨年11月末に中間納付いただいた法人税割額の全額を返却する必要が生じたことから、所要の予算措置をお願いすることになったものでございます。

92ページです。事項、固定資産評価事業費は、平成33年度の評価替に向けた、固定資産評価業務の2年目に当たる委託料等でございます。

税務課関係の歳出予算は以上でございます。

○収納課長（山口隆雄）それでは、収納課分の歳出予算について説明いたします。

予算調書の93ページをお開きください。

上の段の事項、収納率向上対策費は、市税等の収納率向上を図るための徴収事務に係る経費であります。

主な内容は、行政事務嘱託員3人の報酬、督促状等の印刷及び催告書等の発送に係る郵便料など

であります。

下の段の事項、徴収管理費は、市税等を徴収するための一般管理事務に係る経費であります。

主な内容は、納税お知らせセンター運用業務や地方税共通納税システム対応に伴う基幹システム改修等の委託料と共通納税システムに係るサービス利用料です。

この地方税共通納税システムは、本年10月に稼働が予定されている、全ての地方公共団体が納税者が電子納税できるようにするシステムです。

e L T A X電子申告・年金特徴システムの一部として地方税電子化協議会が構築し、現行のe L T A Xに追加されます。

なお、共通納税システムの取扱対象税目は、法人住民税や特別徴収の個人住民税などで、事業者関連のものとなります。

○税務課長（道場益男） 続きまして、市税等、歳入予算について説明いたします。予算調書は8ページでございます。

市民税、個人分のうちの現年課税分でございますが、これにつきましては、課税総所得金額の伸び等を勘案いたしまして、前年度より6,683万7,000円の増となっております。

滞納繰越分は、記載のとおりでございます。以下、滞納繰越分の説明は、省略させていただきます。

次に、市民税、法人分のうちの現年課税分は、先ほど歳出の中で説明いたしました企業の法人税割の減が影響いたしまして、前年度より2億3,794万9,000円の減となっております。

次に、固定資産税のうちの現年課税分は、評価替年度でありました平成30年度の実績を踏まえまして、前年度より1億6,257万6,000円の増となっております。

次に、国有資産等所在市町村交付金は、対前年度比0.3%の減となっております。

以下、増減額はパーセントで申し上げます。

軽自動車税の現年課税分につきましては、本年10月から環境性能割額が導入されること等を勘案いたしまして、対前年度比5.3%の増となっております。

次に、市たばこ税の現年課税分につきましては、昨年10月から加熱式たばこの課税が開始されたこと等を勘案いたしまして、対前年度比0.5%

の増となっております。

入湯税につきましては、実績見込みを踏まえまして、前年度比3.9%の減となっております。

次に、使用済核燃料税につきましては、平成31年度の課税体数を112体増の1,791体と見込むとともに、税率改正によりまして1体当たりの税率が2万円引き上げられまして、27万円とすることになりましたことから、前年度より6,300万円の増となっております。

次からは、市税以外の歳入となります。

総務手数料といたしまして、資産等証明手数料ほか3件、総務費委託金といたしまして、県民税に係る県からの徴収事務委託金。

9ページになります。延滞金、過料、滞納処分費、弁償金をそれぞれ計上いたしております。

10ページでございます。収納率向上特別対策費といたしまして、国民健康保険事業特別会計より繰入金を計上いたしております。

次に、債務負担行為の説明をいたします。予算に関する説明書は9ページでございます。

税務課分は、例年のとおり、上から4行目の軽自動車税納税通知書作成等業務委託と、その下の市民税・県民税納税通知書作成等業務委託の二つでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 先ほどの法人税の減収について、どういう仕組みでこれだけの減収になるのかと。その辺の仕組みをわかりやすく解説していただけないでしょうか。

○税務課長（道場益男） 個別の事業所の関係で詳細には申し上げられないところもありますけれども、今回の法人税の減収につきましては、企業との関係の部分で、この企業が海外の企業のほうと原材料の長期購入契約を締結しておられまして、固定価格で原材料を調達されていたところ、中国メーカーの価格攻勢があつて、スポット価格が下がって、損失が生じたということで、多額の損失処理を行うことになりまして、その決算時の法人所得がゼロになるというふうに聞いているところでございます。

この法人税の精算につきましては、基本的な仕組みということになるかと思います。こちらにつ

きましては、中間納付金をお返しするという形になるわけなんですけれども、法人市民税の中間申告につきましては、大きく予定申告と中間申告というのがございます。

似たような感じなんですけれども、予定申告につきましては、前事業年度の法人税割額の2分の1と均等割額の2分の1を、事業年度の半年を過ぎたら納めていただくというのが予定申告でございまして、大体その分は前年度の法人市民税が10万円を超える納付が見込まれる場合には、予定申告をしていただく分でございます。

中間申告というのが、同じように事業年度開始後6カ月を経過した日から2カ月以内に納付する分なんですけれども、こちらについては、一旦、半年を過ぎた時点で仮決算をするというのが基本的な分でございます。どちらも事業年度の半年を過ぎて2カ月以内に納付していただく分が、大体事業年でいくと、昨年の11月に納めていただいた中間納付の金額でございます。

法人ごとに事業年度が違うわけなんですけれども、大体の事業年で申しますと、4月から始まって3月までが事業年度といたしますと、半年を過ぎるのが9月でございますので、11月までに中間納付金をいただくことになります。そして、3月に決算の時期を迎えて、その時点でゼロであれば、前、納めていた中間納付金を返す。それで、さらに納付する分があれば確定申告の時期に、また追加分を納めていただくという形になります。

それで、確定を精算する時期が3月から、また2カ月以内に行われますので、5月末までに申告納付いただくことになるんですけれども、ここで会計年度が既に切りかわっておりますので、前年度の中間納付で納めていただいたお金を返すときには、歳出予算を組まないと返せないというような基本的な流れでございます。

○委員（井上勝博） 非常に複雑だったために、大ざっぱに言うと、要するに見込んだ収益を上げられなかったということで還付されたと、そういうふうに考えてよろしいんですか。

○税務課長（道場益男） 法人の課税所得の出し方というのが、非常に見込んだ収益でなかったという、一概にそういうことではなくて、難しいんですけれども、先ほど申しましたように、損金に計上しなければいけない経費が出てきたために、

本来出べき所得がゼロになったというようなことで聞いておりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

○委員（川添公貴） 法人市民税について1億4,000万円、予定納税、予定申告、予定納税なんでしょうけど、金利は幾らつけて返すんですって。それが1点。

それと、前、予定納税制度については廃止を検討したか、記憶が曖昧なんで、そこをもう一回回答してもらいたいということと、今答弁の中でありましたように、民間企業の経理状態というのは、損金処理、損失処理をやったのは、利益が相当上がっているから損失処理をしたんで、社としては相当利益が上がっているんです。そういうときに納税しないようにやるんです。それは企業会計がわかっていればわかることなんで、今の2点について回答お願いしたいと思います。

○税務課長（道場益男） 金利の部分につきましてはお時間いただいて、今調べさせます。

2点目にありました予定納付の廃止の話ですけども、現在、法人市民税につきましては、廃止が検討されているというふうな御意見もあったんですけれども、予定申告、中間申告という形で二つの制度をとってございます。ですので、廃止にはなってございません。

それから、金利につきましては、資料を持ってきましたおりませんので、答えられないんですけど、1億円を超える金利になりますので、これに金利分を加算して返しますと100万円ぐらいの金額が発生するというような状況でございます。

○委員（川添公貴） 予定申告、予定納税については、大方利益が上がっている企業が活用するんです。というのは、当然、その見込みの額に対して、利益額のところで算出した法人税、市民税とか所得税とか全部計算するんだけど、利益が上がるからこそ予定納税するんです。予定納税した分は、いわば預け金です。市とすれば預かり金です。

だから、そういうことを考えたときに、大口の市民の方が、多額の納税される方が予定申告、予定納税をされるかという、しないんです。年額で1回で払うか、もしくは分割で払うかという、市民にとっては、この予定申告についてはメリットがないんです。

今後、この予算は預かり金に対して、金利をつ

けて支払うというのは当然なんで、その部分はいいとして、まず、予定納税について、この制度自体を見直すべき時期に来ているだろうと思います。もしくは要綱として、預かり金なんだけど、金利は一切つけて返さないという方向性というのは、市中金利が、例えば長期プライムレートだから何パーセントかって聞いたかったのは、通常、昔の国民金融公庫なんかやるときには、長期プライムレートに連動した形でやるんです。だから、これが長期プライムレートに連動した形なのかということを知りたかったんで、金利を聞いたんですけど。

○税務課長（道場益男） 先ほど還付加算金の率を申し上げますでしたが、1.6%で計算した金額になります。

○委員（川添公貴） 1.6%って、市中金利の普通預金口座、普通預金が1.6%はないです。企業の場合、通知預金をするんだけど、通知預金はずっと金利はゼロなんです、手形決済等に使うんで。であれば、予定申告をしてお金を預けておいたほうが利益は上がるんです、金利の1.6%。

だから、この制度を仮に残すとしたときは、長期プライムレートと連動する金利にするというぐあいに改めるか、もしくはこの制度を廃止するという方向が私はふさわしいと思うんです。全然、ほかの一般市民には利益はないんだから。逆に市民の税金をつけてお返しするわけだから、理屈からいくと。

私も長年企業の会計におったんで、こういうやり方するんです。利益が上がらうだといったときに、過去の損失金をばあんと落としたりするんです。平均するんだけど。そういう手法があるんで、ぜひそこ辺を、今後、平成31年度、そういう方向で見直すのかどうか、検討するのかどうか。検討してほしいんですけど、考えはないのかどうか。

○税務課長（道場益男） 今、地方税法の中の仕組みの中で、徴収と返還ということをやっておりますので、上位法であります地方税法の改正がない限り、現制度の中で対応せざるを得ないというふうに思っております。

○委員（川添公貴） 地方税法のところをとれるところはとれるということと、第四百何条だった

かな、そこは読んだんだけど、全部は読んでないんで、上位法の中で金利の部分が1.6%と決まっていた。そこは独自に裁定するようになってたんじゃないかな。もう一回確認してみてください。

○税務課長（道場益男） 金利につきましても、決まった政令とかで、こういう形で金利をつけて返しなさいというふうになってございますので、独自で決められるものではないというものでございます。

○総務部長（田代健一） 制度の話は課長のほうからございましたところで、今回の分も含めまして、会社の経理上のシステムによって、そういった取り扱いをとられる分について、どういう対応ができるかというのは、内々でも検討はしたところなんですけれども、先ほど課長から申し上げましたように、地方税法の制度上、申告を受け付けて、中間なり予定で納付をしていただかないという方法はとれないというふうに解釈をしておりますが、そこにつきましては、再度、地方税法と関係法令を読み込んだ上で、そういった対応がとれないのかというのは検討してまいりたいと思います。

以前、外国法人との関係等で、今回同様、多額の還付金が発生した際も、そのような検討はしたんですが、国税あるいは地方税の制度の中でできないという結果だったんですが、それにつきましては国のほうで制度を改められまして、先ほど川添委員がおっしゃったような部分、多分、そちらのほうの話だったと思うんですけれども、国全体での地方税法上の制度改革のほうが行われたところでございます。

今後、同様の事例が発生する中で、地方公共団体のほうが不利益をこうむる例が多数発生するようであれば、国レベルでの検討もなされるのではないかとこのように思っております。

○委員（川添公貴） 上位法を今見たんだけど、私も勉強して、6月議会のまた委員会で質問をします。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）収納課のほうに質問したいと思います。

古いデータなんで違うのかもしれませんが、これは広報薩摩川内に載った「ストップ！滞納」という紙面でありまして、平成26年度の差し押さえ件数が210件、平成27年度の差し押さえ件数が212件となっているんですが、その後はどうなっているのか。金額的にいったらどうなるのかということを教えていただけませんか。

○収納課長（山口隆雄）差し押さえ件数につきましては、徐々に件数はふえてきております。

ちなみに、平成29年度は不動産、債権、動産全て合わせて565件、また平成30年度につきましては、これはまだ2月末現在の件数ですが、約900件ほどというふうに件数はふえております。

〔「金額は」と呼ぶ者あり〕

○収納課長（山口隆雄）金額は差し押さえ、不動産等もございますが、取り立て、公売した金額ということでよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）差し押さえるということは、滞納分の金額にあわせて、例えば仮に1,000万円という滞納があった場合は、1,000万円の物件を押さえると、そういうことではないんですか。その辺が私も理解していないものですから。

○収納課長（山口隆雄）おっしゃられるとおり、不動産等につきましては、金額、差し押さえといいましても、公売をしなければ、結局、差し押さえても市税に充当するということはできませんので、今、委員がおっしゃられる金額というのが、先ほど申し上げましたように取立金額、もしくは不動産、動産の公売した、税金に充当した金

額ということではよろしいのでしょうか。

○委員（井上勝博）県のほうの差し押さえ件数と金額というのは、よく出てくるんです。だから、それぞれの自治体が報告をしている内容なんじゃないかと思うんです。それが私も、それをどうやって比較するのかわからないんですけど、金額的なものは県に報告を求められたりはしないんですか。

○収納課長（山口隆雄）特に、金額等で報告というものはないですけども、今、税に充当した金額であれば、例えば平成29年度でしたら、債権ごとになっておりますが、いわゆる預貯金、給与、年金等から、平成29年度で1,041万2,000円、それから動産、これはインターネット公売等になるんですけども、これで9万3,000円、それから不動産公売を121万7,000円。そのような状況で差し押さえたものを取り立て、換価、それと公売等によって市税等に充当したということにしております。

○委員（井上勝博）税に充当というのは、1,041万2,000円が税金に充当されたと。動産と不動産のこれについては、これも充当した金額の中に入っている。今、平成29年度はそういうことだったんですが、平成30年度の900件はわかるんですか。

○収納課長（山口隆雄）これはまだ2月15日現在の数字ですけども、平成30年度は先ほど申し上げましたように、債権差し押さえの分が1,320万円、それから動産で15万9,000円、不動産で、これ不動産公売、2回行いましたが、まだ1回の分だけの金額になりますが、121万7,000円ということになっております。

○委員（井上勝博）実は全国的にも2005年ぐらいからですか、差し押さえが非常にふえていると。これは国のほうで、指示文書ですか、そういうものが自治体に送られてきたということによって、非常に差し押さえがふえてきているということなんですが。実は野洲市という、県名を忘れたんですが、「野原」の「野」にさんずいの「洲」って書いて野洲市については、この問題で差し押さえによる一時的な徴収よりも、生活再建をして納税していただくほうが、長期的な納税額が大きいと。また、差し押さえよりも債務整理の

ほうが納税額を生み出しやすいということで、マニュアルというか、野洲市債権管理条例というのをつくっているんです。

差し押さえっていうことになると、確かに滞納された方々は気持ちの上でプレッシャーをかけられるわけですが、この野洲市の考え方というのは、生活再建をすることによって、納税額のほうもふえるんだという考え方で進めていることが、国会でも紹介があったんです。

だから、ぜひとも、差し押さえがどんどんふえていくっていうことについて、このままでいいのかっていう問題意識を持っていただきたいな。それで本当に納税がふえるのかどうかということも、検討していただきたいなというふうに思っています。

ちなみに、もう一つお聞きしたいことを忘れていましたが、年金の差し押さえとか、そういうものもあるんですか。預金の差し押さえ、口座の差し押さえとかもあるんですか。

○収納課長（山口隆雄） 年金、預金の差し押さえはございます。

○委員（井上勝博） ちなみに、参考に、年金の差し押さえ額とかわかるんですか、平成29年度と平成30年度。

○収納課長（山口隆雄） 年金の差し押さえ額は把握しておりません。ただし、給与、また年金につきましても、差し押さえ禁止額というものが定められております。例えば月で本人の滞納している方にも生活がございますので、本人が10万円で世帯が4万5,000円と。それをその世帯の状況にあわせて滞納処分等はいたしますので、全て年金を差し押さえても税に充当できるというわけではございません。

○委員（井上勝博） 意見として申し上げたいと思います。「のすし」じゃなくて「やすし」らしいです。ごめんなさい。「やすし」というふうに読むらしいです。野洲市の債権管理条例をぜひ研究していただいて、差し押さえで果たしていいのかどうかということについては検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（川添公貴） 今、県と連携して徴収業務に当たられて、かなり成果が上がっているということを聞いています。御苦労されているんですけど、県と協議をされる前に、滞納税の相談等

もかなりされて猶予を持ったり、それから滞納金については猶予をしましょうとか、元本償還だけしてくださいとかっていう相談もされている。それは県と連携をとってやってらっしゃるというのは聞いています。かなり市民の立場に立って、債務者の立場に立って、そういうことをやられているというのは聞いています。

差し押さえはどうしようもない、最終的な段階で執行されているという状況を聞いているんですが、それらを踏まえて県と連携をして、市民、県民に優しい徴収のあり方を今推進されている。その結果が昨年、延滞率の向上、回収の向上、それから税収の向上につながったということを聞いているんですが、平成31年度もそのような方向性で努力というか、運営されていけるのかどうかだけを最後にお聞きしてみたいと思います。

○収納課長（山口隆雄） 我々は、適正な滞納整理ということに努めていかなければならないと思っております。滞納処分だけではなくて、滞納される方の納税相談、それから非常に厳しい状況の方につきましても、納税の猶予、また分納という形で、またどうしても納税できない、資力のない方については、やむを得ず執行停止、不納欠損ということもございますので、それらを適正に検討しながら、事務を遂行してまいりたいと思っております。

○総務部長（田代健一） 井上委員のほうからも野洲市の事例、出していただいたんですけど、たしか野洲市のほうは、生活困窮者対策も含めた滞納対応というのをされていらっしゃるかと思います。

本市においては、組織的にやっている部分はございませんけれども、川添委員からお話がありましたように、それぞれの滞納者の生活状況等を調べた上で、それに対応した滞納対策というのをやっているところでございます。

したがって、収納課の職員にも保護課、それから障害・社会福祉課等の経験者もございまして、そういった担当同士の中で生活扶助等に該当するような、職員については、そういった横の連携をとりながら対応をとっているところでございます。

また、債権管理条例の話もございましたけれども、通常、債権管理条例のほうは、国税徴収法の

例によらない、税外等の収入に対する権利の放棄等を定めた条例でございまして、税の滞納対策については、余り適用するところがないですけれども、その面についても野洲市の事例、お話になりましたので、研究はさせていただきたいと思います。

○委員（杉藺道朗）今の部長答弁もですが、多重債務に陥った中で、結局税金滞納ということが発生しているということが、いろいろテレビやニュース等でも話題になっていますし、そこあたりも相談室も含めながら、きちんとした弁護士対応での債務整理を行って、その中で払い過ぎた、例えば金利等を結局取り戻して、それをまた一つの市税等の滞納に充てるといふように、そういう取り組みをされているところも、結構あちこちあるみたいですので、そこあたりもしっかり研究しながら、横の連携をしっかりとっていただいて、そういう税金、やむを得ず滞納をしている方たちに対して、そういうところも含みながら、積極的に徴収ができる形で、またやっていただければなというところで、一言申し上げておきます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、税務課及び収納課を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○会計課長（脇園和文）まず初めに、会計課の業務概要を御説明いたします。

会計課におきましては、法令及び条例・規則等に基づき、正確迅速な公金に係る審査出納事務に努めているほか、基金・歳計金の効率的な運用・

保管や決算書の調製事務等を担っております。

それでは、まず歳出から説明いたしますので、予算調書の227ページをお開きください。

会計管理費において、会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、予算額2,104万円です。

経費の主なものは、金融機関口座振替等取扱手数料、コンビニ収納取扱手数料でございまして。

次に、歳入について説明いたしますので、予算調書の65ページのほうをお開きください。

歳入は、国民健康保険税の収納に係る手数料を国民健康保険事業特別会計から繰入金として受け入れるものと歳計金の運用に係る預金利子で、予算額176万8,000円です。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、会計課を終わります。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（徳永武次） それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○公平委員会事務局長（茶園勝久） まず、平成31年度の事務の概要でございます。

公平委員会は、地方公務員法及び条例の規定に基づき設置されており、職員団体の登録及び変更、職員の勤務条件等に関する措置要求の審査及び判定、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する採択、職員の苦情処理などを業務としていただいております。平成31年度におきましても、同事務を処理することとしております。

それでは、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の264ページをお開きください。

2款1項9目、事項、公平委員会費でございますが、運営管理に要する経費として66万8,000円をお願いしております。

主なものは、委員3人の報酬、全国公平委員会連合会総会及び研修会等に係る費用弁償、全国公平委員会連合会等への負担金でございます。

なお、歳入はございません。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（松澤 力） 1点だけ。先ほどお話の中

で、職員の方の苦情を受け付けているということで、業務の中で上がったと思うんですけども、大体年間の件数とか、大まかに、具体的な内容は言えないと思うんですけども、こういった内容なのかというのを教えていただけたらと思います。

○公平委員会事務局長（茶園勝久） 例年、職員の苦情処理というのは行っていなかったんですけども、平成30年度につきまして1件ございました。内容は申し上げられませんが、1件ございました。

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

△監査事務局の審査

○委員長（徳永武次） 次は、監査事務局の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次） それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（茶園勝久） まず、平成31年度の事務の概要でございます。

監査委員は、公正で合理的かつ効率的な市の財政運営を確保するため、地方自治法等に基づく監査等を実施しております。また、事務局職員は、監査委員の監査方針に沿って、監査資料の収集や監査書類の確認をした後、その結果を監査委員に報告しております。

平成31年度におきましても定期監査、決算審査、財政健全化法による審査、例月出納検査、財政援助団体監査等を実施する予定にしております。

それでは、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の265ページをお開きください。

2款6項1目、事項、監査委員費でございますが、監査活動等に要する経費として3,610万円をお願いしております。

主なものは、監査委員3人の報酬、職員4人の給与費、定期監査や監査委員会研修会等に伴う費用弁償、全国都市監査委員会等への負担金でございます。

なお、歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、監査事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○議会事務局長（田上正洋）平成31年度当初予算におきましては、例年どおりの予算に加えまして、FMさつませんだいを活用した議会広報に係る経費及び議会だよりのオールカラー化に係る経費を計上し、議会広報予算の拡充を行っております。

○委員長（徳永武次）それでは、課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）まず、歳出について御説明いたします。予算調書の276ページ

をお開きください。

1款1項1目議会費で、事項は二つございます。上の表は議会活動費で、事業費は2億448万9,000円でございます。

経費の主な内容でございますが、議員の皆様の報酬、行政視察等の費用弁償、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等負担金、九州市議会議長会出席負担金、政務活動費でございます。

次に、下の表は議会管理費で、事業費は9,475万7,000円でございます。

経費の主な内容でございますが、嘱託員一人と事務局職員8人の人件費、議会だよりの印刷経費、会議録の反訳業務委託とタブレット端末の使用料等のほか、全国市議会議長会などへの負担金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書の79ページをお開きください。

21款5項4目雑入におきまして、タブレット端末の使用に際します議員の皆様からの一部負担金を計上してございます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたしますので、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

議事調査課分は、一番上の会議録反訳業務委託でございます。会議録の反訳について、業務の平準化を図るため、毎年債務負担行為を設定させていただいております。今回は平成31年度から平成32年度までの期間で、限度額を328万6,000円といたしてございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑ありませんか。

○議員（松澤 力）1点だけ、委員外から済みません。会議録の反訳業務ということで予算が上がっているんですけど、以前から職員の方も御苦労されて、いろいろ議事録作成とか、また市民の方も早く議事録を確認したいという方もいらっしゃるということもあってなんですけれども、他の議会では音声文字に精度よくするような取り組みもされているみたいなんですけど、本市の委託に関しても、だんだん精度がよく、議事録、会議

録作成に効率化が進んでいっている方向なのかというのを伺いたいと思います。

○議事調査課長（砂岳隆一） 今、松澤議員のほうから会議録反訳についての音声の変換システムの件でお問い合わせかと思いますが、現在、本市議会の事務局におきましては、反訳業者のほうに音声データを送りまして反訳をしているところでございます。

先ほど松澤議員がおっしゃいましたとおり、音声変換システムのほうも精度が上がっているというふうには聞いておりますけれども、それぞれの方言、あるいは議会の専門用語がございまして、1回での反訳というのはなかなか難しいようでございまして、他の市議会等の状況も踏まえまして、県内で申しますと、南さつま市議会事務局のほうに音声データを使って、自分たちでおこなっておりますけれども、また反訳のほうに戻すといった御意見もあるようでございますので、そちらについては他の市議会事務局に照会をして、導入については検討したいというふうに考えてございます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 一般会計予算の反対の討論を行います。

この総務文教の所管でいうと、以前からお話していたわけですが、全体として大型開発予算を優先して、そして福祉費についての予算はもっとふやすべきなのに、ふやしていないという問題や、マイナンバーの問題などありますので、反対したいと思います。

○委員長（徳永武次） 次に、賛成の討論ありませんか。

○委員（川添公貴） 賛成の立場で討論をしたい

と思います。

本委員会付託分については、市民生活の向上、また持続可能な自治体運営に資する予算となっており、全体的に本市の向上に向けた予算であります。

また、大型事業については、これは市民からの大きな要望や期待に沿った形での予算となっており、容認すべき問題であろうと思います。

以上をもって賛成としますが、1点だけ、妊娠補助金について意見を付して賛成討論としたいと思います。

意見は、妊娠補助金については、補助金等基本条例をもとに、これから要綱を定め運用していくということなので、その要綱については、妊娠時に10万円上限の2分の1を支給、出産時に10万円上限の2分の1を支給というような要綱を定められるよう求めて、賛成討論といたします。

○委員長（徳永武次） 次に、反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） これで討論は終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 心配されていた委員会でのネット配信のことで、やられるという話で安心しているんですが、いつぐらいからの予定になるのか、教えていただきたいと思います。

○議事調査課長（砂岳隆一） 井上委員から御質問ございました、委員会のインターネット配信についてでございます。

昨年、議会運営委員会で御決定いただいた事項でございまして、事務局といたしましても、平成31年度の当初予算に計上できないかということで、検討してきたところでございます。

12月定例会から始まりました、タブレット端末を活用した委員会審査も始まりましたことなどから、当初予算での計上を先送りさせていただいたところでございます。これにつきましては議会運営委員会で御報告しておりますが、事務局といたしましては、最善の方法につきまして再検討いたしまして、平成31年度中には予算を確保したいというふうに考えてございます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（徳永武次） 以上で、日程の全ては終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについて、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。
よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（徳永武次） 次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後、必要になった場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（徳永武次） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次